

# 愛別町いじめ防止基本方針

愛別町

## 目 次

### **第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**

- 1 策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

### **第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項**

- 1 いじめの防止等のために町が実施する施策
- 2 いじめの防止等のために学校が実施する施策
- 3 重大事態への対処

### **第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

- 1 町の基本方針の見直し

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあるものである。

愛別町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、愛別町いじめの防止等に関する条例（平成28年条例第6号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 2 いじめの定義

#### 【愛別町いじめの防止等に関する条例】

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2～5 略

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であり、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。いじめられていても、本人がそれを否定する場合があります。当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- (2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な対応をする。
- (4) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行っ

た行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮のうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成25年7月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する

能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

あわせて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、また、学校における組織的な対応をする体制整備が必要である。

## (4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が連携して、いじめの問題について協議するなど、対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や町教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口について児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や町教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために町が実施する施策

#### (1) 町教育委員会の附属機関の設置

条例第27条第1項に基づき、町におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うための附属機関として、愛別町いじめ対策協議会（以下「協議会」という。）を、町教育委員会に設置する。

協議会は、教育委員会の諮問等に応じ、町の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための審議を行う。

#### (2) 町及び町教育委員会が実施すべき施策

##### ア いじめの防止、早期発見のための施策等

- ・いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- ・学校におけるいじめの実態把握の取組状況等の点検を通じて、いじめの防止等の取組を促す。
- ・心と命の授業等の事業を通して、児童生徒が命の大切さや生きていることの素晴らしさなど、自ら主体的に考えることのできる場を設定する。
- ・児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する道教委と連携したネットパトロールを実施する。
- ・教職員の資質能力の向上のため、必要に応じていじめの防止等のための対策に関する研修に派遣するなど、研修の充実を図る。

##### イ 関係機関との連携

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協力する体制を構築する。

##### ウ 啓発活動

- ・教育相談電話等相談窓口の周知等、必要な広報啓発活動を実施する。

### 2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

学校は、国の基本方針及び町の基本方針を参考にして、学校の実状に応じて「学校いじめ基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

また、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、条例第19条に基づき、学校にいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策委員会」という。）を置く。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

##### ア いじめの防止

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実する。
- ・児童生徒が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・児童生徒が、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・いじめの防止に資する活動を児童生徒が自主的に行うものに対して支援する。
- ・児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

#### イ 早期発見

- ・いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。
- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施することにより、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

#### ウ いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・組織的な対応として、いじめ対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全ていじめ対策委員会に報告・相談する。集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ・心理や福祉等の外部の専門家の参加が必要と判断するときは、町教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受ける。
- ・これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 町教育委員会又は学校による調査

##### ア 重大事態の発生と調査

## 【愛別町いじめの防止等に関する条例】

(定義)

### 第2条 略

5 この条例において「重大事態」とは、次に掲げる事態をいう。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたこと。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること。

#### ア) 重大事態の意味について

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校は重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

#### イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長に、事態発生について報告する。

#### ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するためを行うことを趣旨とする。また、重大事態が発生した場合の調査主体については、町教育委員会とする。

#### エ) 調査を行うための組織について

町教育委員会の附属機関の協議会が、調査を行う。必要に応じて専門的知識及び経験を有する者の参加を図る。また、協議会の構成員に当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、公平性・中立性の確保を図る。

#### オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及や争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。また、学校と町教育委員会は、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、協議会等の調査に対して積極的に資料を提供するなど、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### カ) その他留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、それのみでは重大事態の一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、教育委員会が行う重大事態に係る事実関係を明確にするための調査として、学校で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、学校による措置で事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、町教育委員会の積極的な支援が必要となる場合もある。例えば、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の区域外就学等の弾力的な対応を検討する必要がある。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### イ 調査結果の提供及び報告

##### ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明し、これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、途中の経過報告も含めて、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

また、学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

##### イ) 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

## (2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### ア 再調査

町教育委員会から報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による町長の附属機関として、愛別町いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して行う。調査委員会は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図るなど、当該調査の公平性・中立性が確保されるように努める。

再調査についても、町教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### イ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。「必要な措置」として、町教育委員会は、指導主事等の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の方策を実行し、町長は、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。

また、再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮をする。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 町の基本方針の見直し

町は、町のいじめ防止等の取組状況や国等の動向を勘案して、その都度、町の基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。